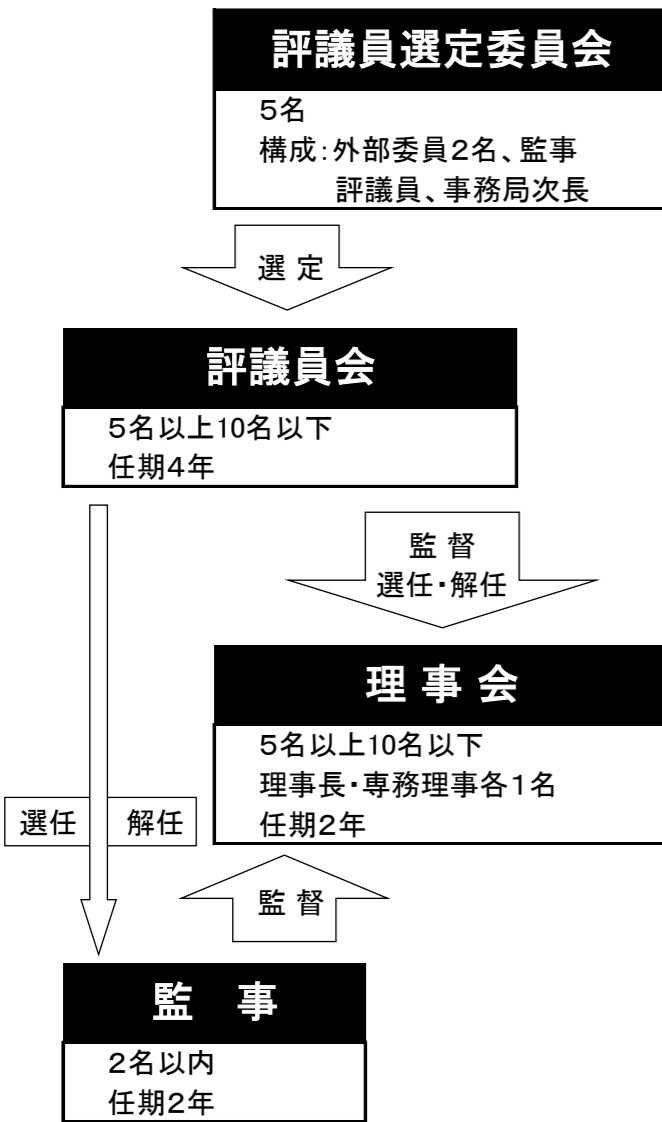
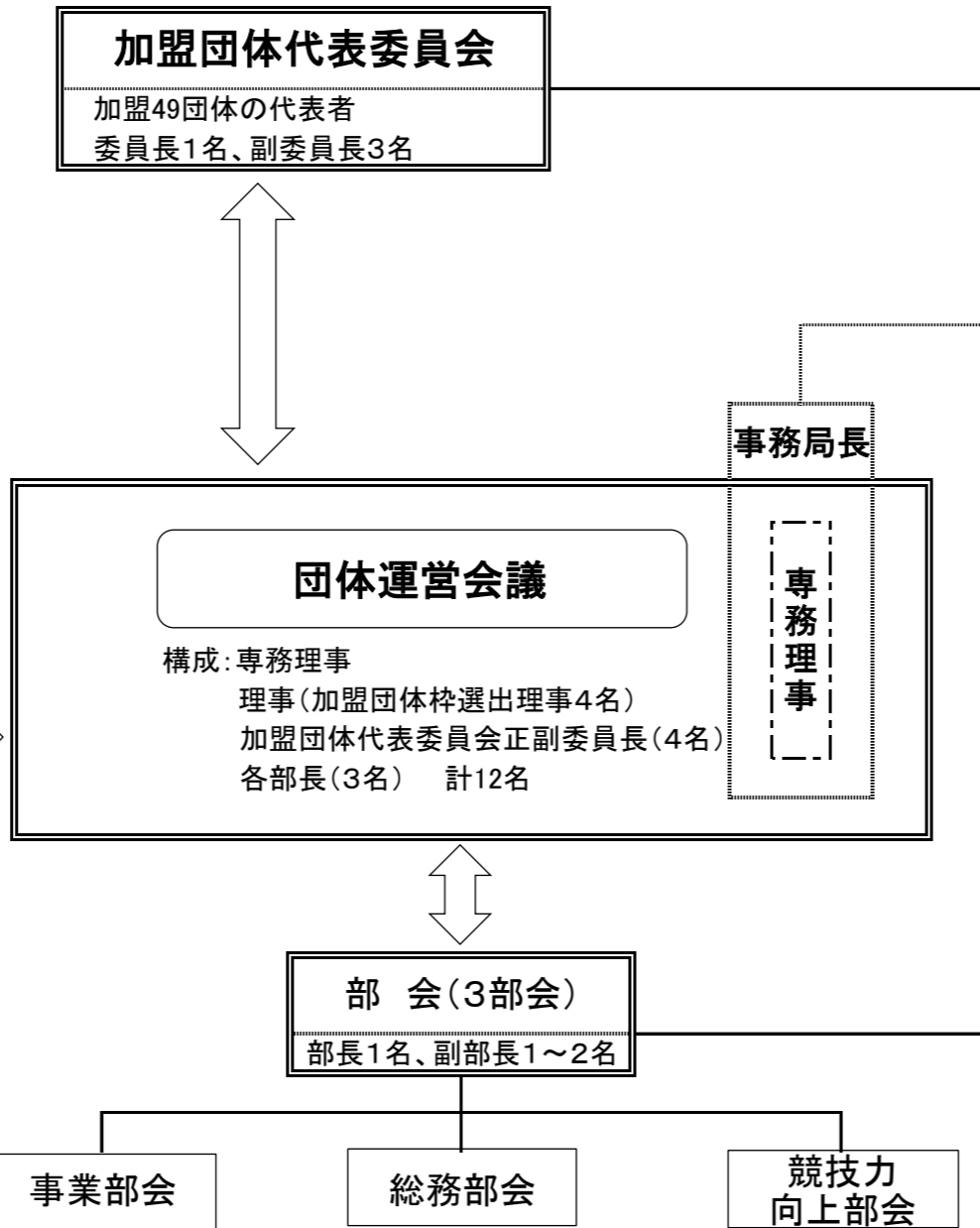


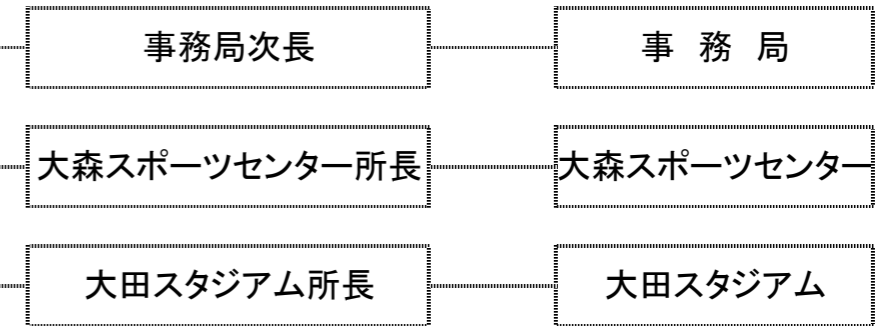
法定機関・組織



定款および諸規定による機関・組織



加盟団体(49団体)		
アーチェリー協会	少林寺拳法連盟	バトン協会
合気道連盟	水泳協会	バドミントン協会
アマチュアレスリング連盟	スキー連盟	バレーボール協会
居合斬道連盟	スポーツ少年団本部	ハンドボール協会
インディアカ連盟	相撲連盟	フォークダンス協会
エアロビック連盟	ソフティテニス連盟	武術太極拳連盟
空手道連盟	ソフトテニス連盟	ボウリング連盟
弓道連盟	ソフトボール連盟	ボクシング連盟
クレー射撃連盟	卓球連盟	ミニテニス連盟
ゲートボール協会	ダンススポーツ連盟	嶺町体育会
剣道連盟	釣魚会連盟	民踊連盟
硬式野球連盟	テニス連盟	ライフル射撃協会
ゴルフ連盟	トライアスロン連合	ラジオ体操会連盟
サイクリング協会	なぎなた連盟	陸上競技協会
サッカー協会	軟式野球連盟	ワンダーフォーゲル協会
柔道会	馬術連盟	
障がい者スポーツ指導者研究会	バスケットボール連盟	



使命(ミッション)

大田区のスポーツ、健康増進及びレクリエーション活動を推進し、区民がこれらの活動を通じて、幸福で心豊かな生活を営むことができる活力ある地域社会の実現に寄与します。

将来像(ビジョン)

スポーツでまちの元気を創造する
社会貢献団体

各機関・部会の所掌事務

- 〔団体運営会議〕 理事会、加盟団体代表委員会及び各部会からの意見を調整する機関
①この協会の運営に関すること。②加盟審査会③表彰審査会④理事会の諮問に応じ、専務理事に対して必要な事項を助言すること。
- 〔加盟団体代表委員会〕 この法人の運営や事業推進に関して、各加盟団体が意見を述べる機関
①この協会の運営に関すること。②この協会の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項に関すること。
③理事候補者の推薦にあたり理事会の求めに応じ必要な提言を行うことができる。④理事候補者の推薦(互選)
- 〔総務部会〕 ※上記事項の他、「加盟団体代表者会議は、理事会の諮問に応じ、理事長に対して必要な事項について助言することができる。(定款)」
①この協会の企画運営に関すること。②賛助会員に関すること。③協会の広報に関すること。④その他、他の部会に属さないこと。
- 〔事業部会〕 ①協会の主催および共催事業に関すること。②受託事業に関すること。③加盟団体等に対する研修会及び講習会に関すること。
④スポーツおよびレクリエーション活動の調査・研究及び普及に関すること。
- 〔競技力向上部会〕 ①加盟団体競技者の競技力向上を図ること。②都民体育大会に関すること。